

旭川医科大学病院医療連携協定に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和5年1月24日病院長裁定)

旭川医科大学病院医療連携協定に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院医療連携協定に関する要項（令和3年病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は令和5年1月24日から実施し、改定後の別紙様式第1号及び第2号については令和5年1月1日から適用する。</u></p> <p><u>別紙様式第1号（第2第1項関係）</u></p> <p><u>別紙様式第2号（第3第1項関係）</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>登録票の情報はwebシステムにて収集することになり、紙の様式が不要となったため所要の改正を行うと共に規定の整備を図るものである。</p>	<p>(略)</p> <p><u>別紙様式第1号（第2第1項関係）</u></p> <p><u>別紙様式第2号（第3第1項関係）</u></p> <p>(略)</p>